

改定の概要

- 農協ガイドラインは、農業協同組合の活動に関して、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、農業協同組合による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的に、平成19年4月に策定・公表
- 近時公表された農業協同組合に対する審査事件（大分県農業協同組合による組合員に対する差別取扱い〔平成30年2月排除措置命令〕及び阿寒農業協同組合における組合員に対する優越的地位の濫用〔平成29年10月注意・公表〕）を踏まえて、本改定では、これまでの農協ガイドラインには記載されていない問題行為についての独占禁止法上の考え方等を追加
- 考え方等の追加を行うのは、平成19年4月の策定以降初めて（過去4回の改定は、いずれも関係法令・ガイドラインの改正に伴う技術的なもの）

改定のポイント

農協ガイドライン目次 ※下線部分は主な改定箇所

- 第1部 指針の趣旨と構成
- 第2部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について
 - 第1 独占禁止法と農業協同組合
 - 第2 単位農協による組合員に対する問題行為
 - 1 購買事業に関する問題行為
 - 2 販売事業に関する問題行為
 - (1) 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
 - (2) 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
 - (3) 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
 - (4) 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為【新設】**
 - 3 **組合員に対する優越的地位の濫用【新設】**
- 第3 連合会による単位農協に対する問題行為
- 第4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為
 - 1 仕入先の事業活動に対する不当な拘束等
 - 2 仕入先に対する優越的地位の濫用
- 第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為
 - 1 単位農協の販売先の活動に対する不当な拘束
 - 2 連合会の販売先に対する販売価格の拘束

ポイント1：「販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為」を新設し、考え方等を追加

単位農協が、当該単位農協以外に出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする場合には、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（一般指定第4項〔取引条件等の差別取扱い〕）。
《具体的事例》

- ◆ 単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させないこと

ポイント2：「組合員に対する優越的地位の濫用」を新設し、考え方等を追加

単位農協が、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、自己と取引関係にある組合員に対して不利益を与えることは、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用））。

《具体的事例》

- ◆ 自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた賦課金を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外への出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付けること